

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想



令和5年9月

益 城 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	…P 1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、 農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 効率的かつ安定的な農業経営の指標	…P 5
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、 農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標 とすべき農業経営の指標	…P11
第 4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備 その他支援の実施に関する事項	…P13
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標その他農用地 の利用関係の改善に関する事項	…P15
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	…P17
第 7	その他	…P28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 益城町は、熊本県のほぼ中央部にあって、熊本市に東接し県庁まで8.5km、熊本空港まで8kmの距離にある都市近郊の町で、高速道路とも益城・熊本空港インターチェンジで結ばれ、交通の便に恵まれた町である。町の総面積は65.67km²で、東西11km、南北12kmのほぼ正方形に近い形をしており、南部山麓一体には中山間農地が、中央平坦部には水田地帯が、そして北部台地には畑地帯が展開している。もともと本町は、米作を中心とした普通作地帯であったが、近年は瓜類を主とした施設園芸の取り組みが盛んに行われ、県下でも有数の産地を形成するに至っている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手農家中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 益城町の農業構造については、昭和40年代から隣接する熊本市における就業・雇用の場が拡大するにつれ、恒常的勤務による安定兼業農家が増加することとなった。特に熊本県庁が現在地に移転した昭和42年ごろから一段とその傾向は顕著となった。以来、町勢は変貌・発展を遂げ、農地の潰廃とともに農家数は年々減少の一途を辿る中で、近年は、土地利用型・施設利用型を問わず担い手の不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有志向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進みつつある。

3 益城町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、益城町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間所得、主たる農業従事者1人あたり概ね400万円以上（個別経営体で家族経営の場合、1経営体あたり概ね800万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

4 益城町は、将来の益城町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、益城町は、上益城農業協同組合、農業委員会、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農業普及・振興課等（以下農業普及・振興課とする）が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、益城町担い手育成総合支援協議会により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の益城町担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提

示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来の方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

施設型農業については、低コスト・高品質生産と調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の委託や雇用労働での対応等により、労働時間の短縮、労働強度の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対処を行う。

また、併せて集約的な経営展開や経営の多角化、6次産業化を助長するため、農業普及・振興課や上益城農業協同組合と連携を図りながら、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入、生産・加工・販売の一体化等による地域資源を産業化に結び付け地域ビジネスへ展開を図る。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起し活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、受託作業の中心的な役割を持つ生産組織と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に即した生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定を推進し、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、上益城農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

特に、兼業化の進んでいる益城町においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の法人化を進めて特定農業法人化を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結

びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積は、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、益城町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 益城町は、益城町担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び上益城農業協同組合の研修会の開催等を農業普及・振興課の協力を受けつつ行う。

また、既存の作型等から新規の集約的作目等への脱却を図ろうとする農業者や地区・集落等に対しては、同指導チームの下に、市場関係者や熊本県経済農業協同組合連合会園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、効率的かつ安定的な経営体及び集団産地の育成に努める。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を行い、計画の再認定を推進する。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

益城町は、次世代人材投資事業を開始した平成28年度から令和2年度までに、16人を新たな農業経営を営もうとする新規就農者として確保した。今後は、水稲・施設園芸・露地野菜・土地利用型農業を中心に生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって新たな地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、益城町は青年層に農業を職業として選択してもらえるように、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標の600人を踏まえ、益城町においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、益城町では現在の雇用就農の受け皿となる法人数も21の経営体があり、今後も継続して法人の確保・育成を図っていくものとする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

益城町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得（主たる従事者1人あたり

の年間所得250万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた益城町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及・振興課や上益城農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体を育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする他産業並みの経営の基本的な指標及び加工、流通などをとりいれた多角化の経営事例は、下記のとおりです。

記

- ① 目標所得:主たる従事者※一人当たり、概ね400万円程度
- ② 労働時間:主たる従事者一人当たり、年間2,000時間程度
※主たる従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員のうち、仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

1 個別経営体

(1) 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターンを示しました。

- ① 自家労力 1経営体辺り経営者を含めて従事者2～3人
- ② 雇用労働力 ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

(2) 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターンを示しました。

[農業経営の指標の例]

(1) 家族経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従事者の一人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従事者人数	主たる従事者の 労働時間	雇用労働 時間
水稲（主食用米、飼料用米等） ＋麦＋大豆（＋受託） 全域	経営面積 田 1,600a 水稲 1,000a 麦 1,200a 大豆 600a	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び暖効性肥料などの低コスト技術の導入 ・共同乾燥調製施設を利用 	田植機（5条：1台） 自脱型コンバイン（5条：1台） 麦・大豆播種機（1台） 乗用管理ビートル（1台） 動力噴霧機（1台） トラクター（2台） 堆肥散布機（1台） 大豆コンバイン（生産組織） 育苗ハウス（500㎡）	4,150	25,700	2	3,200	500
ニンジン（冬・春）＋水稲 全域	経営面積 畑 450a 田 150a 冬ニンジン 200a 春ニンジン 250a 水稲 150a	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル栽培 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） ・農協共同選果場の利用 	トラクター（1台） 動力噴霧機（1台） 播種機（1台） 収穫機（1台） 洗浄機（1台） サブソイラー（1台） フロントローダー（1台）	3,850	19,900	2	2,800	850
ショウガ 全域	経営面積 田 90a ショウガ 60a	<ul style="list-style-type: none"> ・根茎腐敗病発生防止のため土壌消毒や排水対策、客土、防除を徹底 	貯蔵庫 トラクター（1台） 動力噴霧機（1台）	5,650	17,600	2	2,700	0

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従事者の一人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従事者人数	主たる従事者の 労働時間	雇用労働 時間
肉用牛繁殖 全域	肉用牛繁殖 80頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・ヘルパー利用による休日確保 ・稲WCSコントラクターの利用 ・広域放牧利用 	畜舎 (1,200㎡) たい肥舎 (291㎡) ほ乳ロボット 分娩・発情監視装置 (1セット) 作業機械一式	7,300	48,900	2	4,500	0
冬春ミニトマト＋水稲 平坦地域	経営面積 田 250a 冬春ミニトマト 40a 水稲 180a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種の導入 ・共同選果施設利用 ・水稲の基幹産業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用 (臨時雇用) 	連棟ハウス 内張カーテン 暖房機 (2台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	3,900	27,000	3	5,900	790
促成ナス＋水稲 平坦地域	経営面積 田 260a 促成なす 50a 水稲 180a	<ul style="list-style-type: none"> ・耐候性ハウスの導入 (一部) ・購入苗の利用 ・水稲の基幹産業は営農組織に委託 ・雇用労力の活用 (臨時雇用) 	連棟強化型パイプハウス 暖房機 (3台) ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設	3,600	35,400	3	5,800	1,900
カンショ＋水稲 全域	経営面積 畑 350a 田 150a カンショ 350a 水稲 150a	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ同時畝立て施肥 ・緑肥の鋤きこみ (ニューオーツ、大麦) ・天地返し ・ウイルスフリー苗 ・青果用中心の推進 	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター (1台) 畝立マルチャー (1台) 動力噴霧器 (1台) つる切り機 (1台) 研磨洗浄機 (1台) 選別機 (1台)	3,700	38,000	3	6,000	2,000
春夏スイカ ＋ニガウリ、夏秋ナス＋水稲 全域	経営面積 田 140a 春夏スイカ 100a ニガウリ 20a 夏秋ナス 20a 水稲 100a	<ul style="list-style-type: none"> ・植替えの場合はニガウリ ・植替えしない場合は夏秋ナス ・施肥調整 (カリウム減肥) ・水稲の基幹産業は営農組織に委託 	連棟ハウス 単棟ハウス 暖房機 (4台) ハウス自動開閉装置 灌水施設	4,600	25,000	2	4,300	600

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従事者の一人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従事者人数	主たる従事者の 労働時間	雇用労働 時間
春夏メロン（アンデス） ＋夏秋キュウリ＋水稲 全域	経営面積 田 250a 春夏メロン 80a 夏秋キュウリ 40a 水稲 160a	・春夏メロン昨期の分散 ・キュウリ黄化えそ病対策の徹底 ・購入者（キュウリ）の利用 ・共同選果（キュウリ）の利用 ・水稲の基幹産業は営農組織に委託	連棟強化型パイプハウス 単棟強化型ハウス 暖房機（5台） ハウス自動開閉装置 灌水施設	3,800	20,900	2	4,400	600
冬春キュウリ＋夏秋キュウリ ＋水稲 海岸島しょ地域、全域	経営面積 田 250a 冬春キュウリ 50a 夏秋キュウリ 50a 水稲 200a	・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・水稲の基幹産業は営農組織に委託 ・雇用労働力の活用（臨時雇用）	連棟強化型パイプハウス トラクター（1台） 動力噴霧器（2台） 灌水施設	3,200	35,300	3	7,200	4,500
茶 全域	経営面積 茶 600a	・乗用型茶園管理機の利用 ・共販主体の家族経営 ・荒茶加工施設の5戸共同利用 ・雇用労働力の活用（臨時雇用）	荒茶加工施設 （120K型2ライン） 乗用型摘採機（1台） 乗用型防除機（1台） 乗用型中刈機（5戸共同1台） 防霜施設	3,900	27,000	3	5,900	790

(注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。
なお、労働力構成が異なる場合は、その旨特記しておくことが適当である。

(2) 法人経営

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従 事者の一 人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従 事者人数	主たる従 事者の 労働時間	雇用労働 時間
<p>水稻（主食用米＋資料用米等）＋麦＋大豆（＋受託）</p> <p>全域</p>	<p>経営面積 田 3,200a</p> <p>水稻 2,000a</p> <p>麦 2,500a</p> <p>大豆 1,200a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による大規模経営 ・ほ場の汎用化と団地化 ・品種の組合せによる作業の分散 ・疎植及び緩効性肥料施設などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用（常時雇用、臨時雇用） 	<p>田植機（6条：2台）</p> <p>自脱型コンバイン（6条：2台）</p> <p>麦・大豆播種機（2台）</p> <p>乗用管理ビークル（2台）</p> <p>動力噴霧器（2台）</p> <p>トラクター（3台）</p> <p>堆肥散布機（2台）</p> <p>大豆コンバイン（2台）</p> <p>機械倉庫、農舎</p> <p>育苗ハウス（1,500㎡）</p>	5,300	52,400	3	5,000	2,100
<p>ニンジン＋水稻</p> <p>全域</p>	<p>経営面積 畑 700a</p> <p>田 700a</p> <p>冬ニンジン 700a</p> <p>春ニンジン 700a</p> <p>水稻 700a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施肥などの低コスト技術の導入 ・雇用労働力の活用（常時雇用、臨時雇用） ・選果場整備 	<p>トラクター（1台）</p> <p>動力噴霧器（1台）</p> <p>播種機（1台）</p> <p>収穫機（1台）</p> <p>サブソイラー（1台）</p> <p>フロントローダー（1台）</p>	7,900	65,300	3	6,600	4,800
<p>酪農</p> <p>全域</p>	<p>酪農 200頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーバーン、搾乳ロボット導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・TMRセンターの発酵TMR利用 ・分娩間隔13.5ヶ月 ・経産牛1頭当たり産乳量10,400kg ・雇用労働力の活用（常時雇用） 	<p>フリーバーン牛舎（3,000㎡）</p> <p>ミルクパラー（250㎡）</p> <p>自給飼料生産機械（一式）</p> <p>堆肥舎（2,800㎡）</p> <p>搾乳ロボット（2基）</p> <p>分娩・発情監視装置（1セット）</p> <p>作業機械一式</p>	13,400	263,600	3	5,900	3,900

経営類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	主要資本装備	主たる従事者の一人当たり 目標所得 (千円)	(参考)			
					粗収入 (千円)	主たる従事者人数	主たる従事者の 労働時間	雇用労働 時間
養豚 全域	養豚 母豚 300頭	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫経営 ・農場HACCP認証農場 ・繁殖豚舎（ストール、高床式） ・肥育豚舎（スノコ式、スクレパー利用） ・1頭当たり出荷頭数25頭 ・系統豚利用 ・共用年雌3年（7産）雄2年 ・雇用労働力の利用（常雇用） 	養殖豚舎（1,600㎡） 肥育豚舎（2,100㎡） 堆肥舎（840㎡） 浄化处理施設（600立米） 作業機械一式	15,800	298,300	3	5,500	3,700
肉用牛一貫 全域	肉用牛一貫 繁殖 100頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 ・肥育期間18ヶ月 ・離乳56日、去勢4ヶ月 ・稲WCS、稲わら収集コントラクター利用 ・広域放牧利用 ・雇用労働力の活用（常時雇用） 	繁殖牛舎（800㎡） 育成牛舎（124㎡） 肥育牛舎（1,200㎡） 堆肥舎（1,000㎡） 分娩・発情監視装置（1セット） 作業機械一式	13,400	104,100	2	3,900	3,900

[多角化]

経営タイプ	対象品目	加工内容	取組みのポイント
個別農業経営+自社（自家）	甘藷	菓子類	自家（自社）に加工所を設置し、加工規格（成果規格外品利用）農産物等を活用して、菓子に加工し、直売所や物産館へ周年出荷。また、雇用型法人経営においては、青果と加工部門の雇用者を兼任し効率的な雇用体制を図る。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

現に益城町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、益城町において新たに農業経営を営もうとする青年等が、第1の6に示したような目標を可能とする農業経営の指標を示すと、次のとおりです。

農業経営の指標

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+麦+大豆 全域	経営面積 田 550 水稲 200 麦 350 大豆 350	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系による作業の省力化 ・無人ヘリによる防除（委託） ・耕畜連携（麦わら・堆肥交換）による土づくり ・ほ場の汎用化と団地化 ・疎植及び緩効性肥料施設などの紙コスト技術の導入 ・自家労働力中心 ・大豆収穫は営農組織に委託 	田植機（4条）1台 自脱型コンバイン（4条）1台 麦・大豆播種機1台 動力噴霧機（1台） トラクター1台	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
ニンジン（冬・春） 水稲 平坦地域	経営面積 畑 150 冬ニンジン 75 春ニンジン 75 水稲 75	<ul style="list-style-type: none"> ・春ニンジンは、マルチ栽培+トンネル栽培 ・雇用労働力の活用（臨時雇用） ・春ニンジンと水稲、冬ニンジンの輪作体系 	トラクター1台 マルチャー1台 掘り取り機1台 収穫機1台 田植機（4条）1台 自脱型コンバイン（4条）1台 動力噴霧機（ブームスプレイヤーも検討）		
カンショ 平坦地域	経営面積 畑 140 カンショ 140	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ同時畝立て施肥 ・緑肥の働きこみ（ニューオーツ、大麦） ・ウイルスフリー苗 ・青果用中心の推進 ・貯蔵後、順次出荷 	貯蔵庫 育苗ハウス トラクター（1台） 畝立マルチャー（1台） 動力噴霧機（ブームスプレイヤーも検討） つる切り機（1台） 収穫機（1台） 貯蔵庫 洗浄機（1台） 選別機（1台）		
ショウガ 平坦地域	経営面積 田 15 ショウガ 15	<ul style="list-style-type: none"> ・根茎腐敗病発生防止のため土壌消毒や排水対策、客土、防除を徹底 ・貯蔵後、順次出荷 	トラクター（1台） 動力噴霧器（1台） 管理機（1台） 貯蔵庫		

営農類型	経営規模 (a)	生産方式	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛繁殖 全域	繁殖牛 21頭	<ul style="list-style-type: none"> ・牛房群飼 ・分娩間隔12.5ヶ月 ・供用産次7産 	群飼連動スタンション 畜舎 150 (施設パッドック利用) 堆肥舎 58 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・労災等への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
冬春ミニトマト 平坦地域	経営面積 田 12 冬春ミニトマト 12	<ul style="list-style-type: none"> ・黄化葉巻病対策の徹底 ・共同選果施設利用 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		
促成ナス 平坦地域	経営面積 田 14 冬春ナス 14	<ul style="list-style-type: none"> ・共同選果施設利用 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水施設		
春夏スイカ +夏秋キュウリ 平坦地域	経営面積 田 19 春夏スイカ 19 夏秋キュウリ 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス病 (退緑黄化病) 対策の徹底 ・春夏スイカと夏秋キュウリの輪作体系 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置		
春夏メロン +夏秋キュウリ 平坦地域	経営面積 田 20 春夏メロン 20 夏秋キュウリ 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス病 (退緑黄化病) 対策の徹底 ・春夏メロンと夏秋キュウリの輪作体系 	連棟ハウス トラクター 内張カーテン 暖房機 ハウス自動開閉装置 防虫ネット 循環扇 灌水装置		
冬春キュウリ 平坦地域	経営面積 田 20 冬春キュウリ 20	<ul style="list-style-type: none"> ・共同選果施設の利用 ・購入苗の利用 ・雇用労働力の活用 (臨時雇用) 	連棟強化型パイプハウス トラクター1台 動力噴霧器 1台 灌水施設 内張カーテン 防虫ネット 循環扇		

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、上益城農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2. 益城町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、上益城農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、益城町が主体となって、県、町農業委員会、上益城農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、町農業委員会、上益城農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、上益城農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報の収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、上益城農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
<p style="text-align: center;">面積のシェア 80%</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。</p>	

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は令和11年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

益城町の平坦部では、水稲・麦・大豆を主体とした土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、北部の畑地については、スイカを中心とした施設野菜が点在するほか、大根・甘藷などの露地野菜主体とした土地利用型農業が展開されているが、平坦地と同様に経営農地は分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られていない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来農地利用ビジョン

益城町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関、団体との連携

益城町の農地利用のビジョン実現を図るため、町、町農業委員会、農地中間管理機構、上益城農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面でもまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進に加えて、中小・家

族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体による農用地の有効活用等を図る。併せて、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

益城町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、益城町農業の地域特性、即ち、都市近郊型の集約農業を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

益城町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1. 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
2. 利用権の設定等の推進
3. 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
4. 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
7. その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 本町の中央平坦部水田地帯はおおかた圃場整備が完了し、現在、水稻や施設園芸などの複合経営が展開されているため、これらの土地利用調整に努めながら、大規模経営を促進するため利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ また、北部の畑地帯についても、おおかた圃場整備は完了し、現在、施設園芸などの集約型の農業が展開されているため、農地の流動化を進める一方、高性能機械による効率的な運用と適正な水管理を可能にする生産性の高い条件整備をすることにより、施設利用型大規模集約農業の促進を図る。

ウ 更に、東部の中山間地帯は、水田・畑・樹園地等が点在しているが、これらにあつては地域特有の多面的機能の維持増進を図るため、自然環境や景観に配慮した整備が望ましいと考えられることから、地域の特性を活かした高付加価値型農業の展開を図るため、傾斜地における農地の小区画整理や、等高線に沿った低コスト工法による整備等、地域の実情にあつた弾力的な農地の整備を行う。

エ これらのいずれにあつても、農地の集積・利用権設定・農用地利用改善など「農業経営基盤強化促進事業」を重点的かつ強力に推進しながら担い手不足等による遊休農地の解消を図り、併せて、資本装備等の充実のうえから、各種補助事業や制度資金等の活用による効率的かつ安定的な農業経営体の育成・指導に努める。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定し、開催に当たっては、町の広報紙への掲載や町ホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。参加者については、農業者、町、町農業委員会、農地利用最適化推進委員、上益城農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を町産業振興課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が

含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、関係団体と連携して、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

地域計画の策定に当たって町は、町農業委員会・県・農地中間管理機構・上益城農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第18条第2項第6号定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管

理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 益城町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「旧法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。改正令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。）様式7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 益城町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期期

① 益城町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 益城町は（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要

があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ③ 益城町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 益城町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、益城町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 益城町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、（4）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 益城町は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 益城町は、（5）の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、益城町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 益城町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受け利用権の種類、内容（土地の利用目的を

含む。) 、始期 (又は移転の時期) 、存続期間 (又は残存期間) 、借賃及びその支払の方法 (当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準決済の方法) 、利用権の条件その他利用権の設定 (又は移転) に係る法律関係 (①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。)

- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び (現物出資に伴い付与される持分を含む。) その支払 (持分の付与を含む。) の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

益城町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権 (その存続期間が20年を超えないものに限る。) の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

益城町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を益城町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

益城町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され (若しくは移転し) 又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

益城町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃

又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 益城町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 益城町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を益城町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 益城町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

益城町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地利用改善事業の実施区域
 - イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者への利用権の設定等の促進その他農用地の利用関係の改善に関する事項

オ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)参考様式第6-1認定申請書を益城町に提出して、農用地利用規程について益城町の認定を受けることができる。

② 益城町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規定の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切 なものであること。

ウ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 益城町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を益城町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11号に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 益城町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 益城町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 益城町は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及・振興課、農業委員会、上益城農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、益城町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が対一となって総合的・重点的な支援・強力が行われるように努める。

4 委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

益城町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 上益城農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（2）上益城農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、上益城農業協同組

合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。併せて、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

益城町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくために、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた取組

① 受入環境の整備

熊本県新規就農支援センターや農業普及・振興課、上益城農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターシップの受入を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携し取組を行う。現在、上益城農業協同組合で小学校へ実施している田植えから稲刈りまで行う農業体験、また、農業体験学習助成事業を活用し農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

益城町では、熊本県立農業大学校や農業普及・振興課、農業委員会、指導農業士、上益城農業協同組合と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後の状況等を共有しながら、巡回指導や、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立する事のないよう、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

③ 経営力の向上に向けた支援

上益城農業協同組合が運営する直売施設等への出荷の促進、他産業の経営のノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及・振興課、上益城農業協同組合、益城町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ① 益城町は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 益城町、農業委員会、上益城農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有、再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

益城町は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 益城町は、効率的かつ安定的な農業経営の実現をめざして農業者や集落の合意形成を進めるための啓発活動を行うとともに、指導者や組織リーダーの育成のための研修会の開催や、集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- イ 益城町は、津森北部地区経営構造対策事業（平成14年度～平成16年度）、新山村振興等農林漁業特別対策事業（平成14年度～平成17年度）等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 益城町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでも田畑転換を実施する集団的土地利用を範としつつ、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- エ 益城町は、農業後継者やUターン農業者の確保につとめ、若者の農村離れに歯止めをかける対策を講じるとともに、新規参入者等や新規就農者の受け入れを促進するための就農相談活動を積極的に推進する。また、農道・農業用排水路などの農業生活基盤と、農業集落排水・集落道などの生活環境の整備を統合的かつ一体的に推進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- オ 益城町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

益城町は、農業委員会、農業普及・振興課、上益城農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5に掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活

動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、上益城農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、益城町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、益城町は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- ・この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- ・この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。
- ・この基本構想は、令和5年9月21日から施行する。

別紙1（第6の2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2 (第 6 の 2 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は 3 年 (農業者年金制度 関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でないと認められる場合には、3 年と異なる存続期間 とすることができ なお、特定法人貸付事業による場合には、第 6 の 3 の (1) によるものとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目の如何を問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき益城町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。